

児童扶養手当

父母の離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭の生活の安定と自立の促進を目的として支給される手当です。

令和6年11月1日から児童扶養手当法等の一部が改正（拡充）されます。
詳しくは右記QRコードより、こども家庭庁からのお知らせをご確認ください。
これまで請求者が所得制限額を超過しているなどの理由で児童扶養手当の認定請求をされなかった方も今回の改正により手当が受給できる場合があります。
※児童扶養手当は受給資格があっても請求しないと受給できませんのでご注意ください。



対象児童

- ①父母が離婚した児童
- ②父または母が死亡した児童
- ③父または母が一定程度の障がいの状態にある児童
- ④母が婚姻によらないで生まれた児童 等

この他の対象児童となる要件については、市ホームページをご確認ください。

「児童」とは、18歳に到達してから最初に迎える3月31日（18歳の年度末）までにある児童をいいます。ただし、心身に中度以上の障がいがある場合は、20歳未満までとなります。



市ホームページ

手当月額（令和6年11月分～）

区分	全部支給	一部支給	改正内容
1人目	45,500円	45,490円～10,740円	改正前と同額
2人目加算額	10,750円	10,740円～5,380円	改正前と同額
3人目以降加算額	10,750円	10,740円～5,380円	2人目加算額と同額へ引き上げ

※一部支給については、所得に応じて手当月額が決定されます。

支払時期

手当は認定請求をした日の翌月分から支給され、前月分までを奇数月の11日に、指定された口座に振込みます。
※11日が土日または休日の際は繰り上げて支給します。

令和6年度 支払日（支払対象月）					
5月10日 (3・4月分)	7月11日 (5・6月分)	9月11日 (7・8月分)	11月11日 (9・10月分)	令和7年1月10日 (11・12月分) (改正後の支給額)	令和7年3月11日 (1・2月分) (改正後の支給額)

所得限度額（令和6年11月分～）

今回の改正により本人の所得限度額が引き上げられました。これまでとの比較、収入の目安など詳しくは右上のQRコードより、こども家庭庁からのお知らせをご確認ください。

前年の所得（課税台帳上の所得に前年受け取った養育費の8割を合算した額）が右記の限度額以上ある場合は、手当の全部または一部が支給停止となります。

扶養親族の数	本人		扶養義務者等 ※改正前と同額
	全部支給	一部支給	
0人	69万円	208万円	236万円
1人	107万円	246万円	274万円
2人	145万円	284万円	312万円
3人以降	38万円ずつ加算		

※給与所得・公的年金所得等がある方は、所得金額から追加で10万円控除して手当月額を算定。

公的年金等の受給があるとき

公的年金等の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。ただし、公的年金等の額が児童扶養手当額より高い場合、児童扶養手当は全額支給停止となります。障害基礎年金等を受給している方は、障害基礎年金等の子の加算部分の額が児童扶養手当額より低い場合、その差額分の児童扶養手当を受給できます。

※新たに公的年金の受給を開始された方は届出が必要です。

手当を受けるための手続き

手当を受ける方の支給条件により提出する書類が異なりますので、お問合せください。

既に受給資格をお持ちの方は、令和6年8月の現況届（毎年8月1日現在の状況等を確認するための届け出）を提出することで自動的に新基準が適用されます。

※現況届を提出しないと、11月分以降の手当が受給できなくなります。また、2年間この届を出さないと受給資格を失います。

【お問合せ】 子育て支援課 ☎63-1111 内線386・388